

# 鹿児島県民主医療機関連合会奨学金規程

## 前 文

鹿児島県民主医療機関連合会（以下鹿児島民医連といふ）は、全日本民主医療機関連合会及び鹿児島民医連長期計画のもとで民医連活動に献身し、これを積極的に創造する医師の育成のために、この奨学金規程を定める。

## 第1条 目的

この規程は、全日本民主医療機関連合会綱領に賛同し、卒業後、鹿児島民医連に参加する意志のある者を対象とし、医学生の勉学の要望に応えて、その勉学に要する学資を貸与し、もって学業の奨励と鹿児島民医連の建設、医療水準の向上を図ることを目的とする。

## 第2条 奨学生および奨学金

鹿児島民医連から学資の貸与を受けるものを奨学生といい、その学資を奨学金（貸与金）という。

## 第3条 適用範囲

この規程により、奨学金の貸与を受けられる医学生は、国内の医科大学または大学医学部に在籍する者に限る。

## 第4条 申請手続き

この規程により、奨学金の貸与を受けようとする者（以下「本人」）は、次の書類を、鹿児島民医連理事会に提出し、承認を得なければならない。

- (1) 奨学金申込書1通
- (2) 誓約書1通
- (3) 連帯保証書1通
- (4) 履歴書1通
- (5) 健康診断書1通
- (6) 住民票1通
- (7) 在学証明書1通
- (8) 決意書1通
- (9) その他、鹿児島民医連が必要と認めた書類

2 連帯保証人は2名とする。連帯保証人どうしは同一世帯ではなく生計を別にする者として、学生は認めない。

## 第5条 審査の手順及び基準、決定通知

前条の規定による申請を受理したとき、鹿児島民医連は、直近の理事会において、次に定める基準に従って審査し、決定後1週間以内に本人に通知する。

- (1) 本人が、卒業後、鹿児島民医連に参加する意思の有無
- (2) 本人が、医師国家資格取得後、「総合病院鹿児島生協病院」で卒後臨床研修（2年間）を受ける意思の程度
- (3) 本人が、鹿児島民医連の方針に沿いうる資質の有無

- (4) 本人が、当該学業に有する熱意の程度
- (5) 連帯保証人が、本人に対して責任をとり得る程度

#### 第6条 奨学生の貸与期間

この規程による奨学生貸与期間は申請の行われた月から卒業までの期間とする。但し、6年間を限度とする。

#### 第7条 奨学生の額及び支給方法

この規程による奨学生の1ヶ月の貸与額は、全学年(1~6年)10万円として適用するものとする。

2 支給日及び方法については本人と協議の上決定するものとする。

#### 第8条 奨学生の義務

奨学生は次の各号を遵守するものとする。

- (1) 医学医療の勉学に励み、1日も早くその目的を達成することに努める。
- (2) 鹿児島民医連の実習や企画に年2回以上参加すること。
- (3) 民医連奨学生会議に参加すること、その他面談に応じること。
- (4) 民医連綱領及び鹿児島民医連長期計画を学習し、理解を深めること。
- (5) 鹿児島民医連各院所の医療活動等について理解を深めること。

2 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに鹿児島民医連事務局に届けなければならない。

- (1) 本人または連帯保証人の氏名・住所、その他重要な事項の変更。
- (2) 休学・停学・留年・卒業延期・退学など学業に関する事項の変更。

#### 第9条 奨学生の解約

奨学生が、在学中に、次の各号の一に該当すると認められる場合には、奨学生の契約を解約することができる。

- (1) 本規程に著しく反する行為がある時。
- (2) 疾病等のために成業の見込みがない時。
- (3) 成績または性向が不良となった時。
- (4) 奨学生としての義務を著しく怠った時。
- (5) 将来の民医連医師としての適性に欠ける言動が認められた時。
- (6) 奨学生申請書類に、記入すべき事項を故意に記入せず、また虚偽の記入をしたことが判明した時。
- (7) 卒業後、鹿児島民医連に所属できないという、奨学生辞退の表明があった時。
- (8) その他、第3条に規定する奨学生としての資格を失った時。

#### 第10条 奨学生の返済義務の免除

この規程による奨学生の貸与を受けた者が、医師国家資格取得後、鹿児島民医連の院所に奨学生の受給期間と同一期間業務に従事した場合及び奨学生の受給期間と同一期間中に業務上の理由により死亡した場合

は、奨学金の返済義務を免除する。

但し、鹿児島民医連院所以外（卒後臨床研修での協力病院・施設を除く）での研修期間及び疾病等により勤務できなかった期間を除く。

- 2 返済免除を受けた者の、会計上及び税法上の取り扱いについては、別途細則で定めることとする。

#### 第 11 条 奨学金の返済規定

この規程による奨学金の貸与を受けた者が、次の各号の一に該当する場合には、既支給額を返済しなければならない。返済は該当各項に規定する理由が生じた月の翌月より 1 年間を限度とし、期限をすぎた未返済金については返済開始時の法定利率の延滞金を課するものとする。

- (1) 第 9 条にもとづき、奨学金契約を解約した場合。  
(2) 第 10 条によって定められた期間満了前に退職した場合。但しこの場合は、本人に貸与した奨学金総貸与額を貸与期間で除した額にもとづき、残余期間相当額を返済させるものとする。

#### 第 12 条 その他

この規程に定めない事項が生じた場合は理事会で検討して決定する。

#### 附則

この規程は、2014年4月1日から一部改定し施行する。

本規程の改廃は、鹿児島民医連理事会の決定による。

1970年12月	理事会	制定
1978年 1月	22日	改定
1983年 3月	31日	改定
1987年 6月	27日	改定
1997年 2月	22日	改定
2003年 6月	28日	改定
2004年 5月	29日	改定
2010年 4月	24日	改定
2011年 2月	26日	改定
2014年 3月	29日	改定